条例で規定する事業者、市、周辺関係者との協議の進め方

	発電事業者等	市（国、埼玉県）	周辺関係者
立地検討段階	立地場所や周辺環境の調査 ↓ 事業計画の検討	事前相談届の提出 ・法令等の確認 ・禁止区域・抑制区域の確認	開発計画の情報提供
		事業計画の周知 懸念事項等の聞き取り	第１回目 説明会の開催
設計段階	配慮すべき項目の抽出 ↓ ・影響の把握及び対策の検討 ・自然環境調査の実施 対象：山林が0.1ha以上 ↓ 計画の修正	事前協議申出書の提出 ・関係部署との協議 ・自然環境調査の保全計画の提出 ・住民説明会等実施報告書の提出	
		修正箇所の説明 要望等の聞き取り	第２回目 説明会の開催
		必要に応じて協定の締結 合意内容は書面により締結	災害防止、自然・生活環境、景観の保全
事業許可申請段階	（工事着手60日前まで） ↓ 事業計画の審査 協定の締結	事業計画届出書の提出 ・最終計画（案）の提出 ・住民説明会等実施報告書の提出	
		市長と協定の締結（5項目） ・発電設備、災害防止、自然環境、生活環境、その他	
工事段階	工事の着手 ↓ 発電設備の工事 ↓ 工事の完了	太陽光発電設備着手届（様式第6号）の提出	
		標識の設置 ・標識設置届の提出（様式第9号）	
		太陽光発電設備工事完了届（様式第10号）の提出	
施設運営段階	適正な維持管理の実施 ↓ 災害・事故等の発生	・速やかに市へ報告	説明会の開催（臨時）
	【違反行為等がある場合】 ・指導、助言、勧告内容の改善 ↓ ・改善内容の報告	【違反行為がある場合】 指導・助言書（様式第14号） 勧告書（様式第15号） 改善報告書（様式第16号）提出 ※改善が見られない場合は事業者名等を公表	
	・発電設備を譲渡又は承継した場合	地位承継届出書（様式第12号）の提出	